

# カーボン・クレジット・レポート（概要）

## カーボン・クレジットの活用における前提

- 2050年カーボンニュートラルという我が国における目標達成のためには、排出者自らの排出量の削減を着実に進めていくことが必要不可欠である観点から、**第一に自身による排出量削減が優先され、その努力をしてもなお残る残余排出におけるカーボン・クレジットの活用が前提**となる。

### カーボン・クレジットとは何か

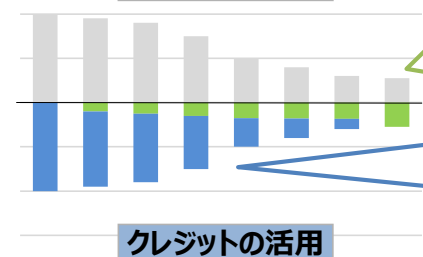
- **カーボン・クレジットの定義**
  - 排出量見通し（ベースライン）と実際の排出量との差分を、MRV（モニタリング・レポート・検証）を経て認証したもの。（≠キャップ&トレード、証書）
- **カーボン・クレジットの主要要件（ICROAの基準）**
  - 実在すること、測定可能性、追加性、永続性、第三者検証、唯一無二であること
- **カーボン・クレジットの種別**
  - 排出回避・削減系（例：森林保全、再エネ、省エネ設備等）
  - 炭素除去・吸収系（例：植林、ブルーカーボン、DACCS、バイオ炭等）

### カーボン・クレジットを巡る動向

- **国際的な動向**
  - COP26においてパリ協定第6条が合意され、各国の削減目標達成手段としてのカーボン・クレジットの取扱いルールが整備された。様々な国際イニシアティブにおいても、カーボン・クレジットの取扱いが議論されているほか、国際的なボランタリークレジット市場における取引や事業者における自主的なカーボン・クレジットの活用も広がっている。
- **我が国における動向**
  - 既存のJ-クレジット制度・JCMにおいて、供給拡大の取組が進んでいるほか、国内事業者においても自主的なカーボン・クレジットの活用が行われている。

### カーボン・クレジットの適切な活用の意義

2021 排出の削減 2050



#### ①カーボンニュートラル達成期

2050年におけるカーボンニュートラルとは、人為的なGHG排出量と人為的なGHG除去量が均衡した状態。**排出を行う主体と、炭素除去・吸収を行う主体との間で、カーボン・クレジット取引が想定され、炭素除去・吸収クレジットの活用が重要。**

#### ②カーボンニュートラルに向けた移行期

カーボンニュートラルに向けた移行期においては、**広く様々な主体による排出削減の取組にインセンティブを与え、より限界削減費用が低い取組から排出削減を進めるという経済合理性の観点から、排出削減系カーボン・クレジットの活用も重要。**

③**価格公示によるカーボンプライシング機能**  
カーボン・クレジットを通じて、炭素に価格が付与されれば、**カーボン・クレジットの取引価格自体が、排出削減・炭素除去・炭素吸収といったそれぞれの取組に対する国内における自主的かつ市場ベースのカーボンプライシングとして機能する。**

### カーボン・クレジットにおける課題

#### クレジット需要面

- J-クレジット、JCM、ボランタリークレジット等、**多くのクレジットのうち、何を調達すればよいか判断しがたい**という声が存在。
- 国内での各種制度、将来的な規制対応の中での取扱いを含め、**クレジット活用の方法が十分に整理されていない。**

#### クレジット供給面

- 現行インベントリに基づく方法論で発行されるクレジットだけでは、DACCSやBECCS等の**新技術**や、森林・ブルーカーボン等の**自然由来の除去クレジット**等、**将来インベントリに反映される取組であっても、カーボン・クレジット創出という形での推進が出来ない。**
- 日常生活での**低炭素活動**に、**カーボン・クレジット創出の素地がない。**

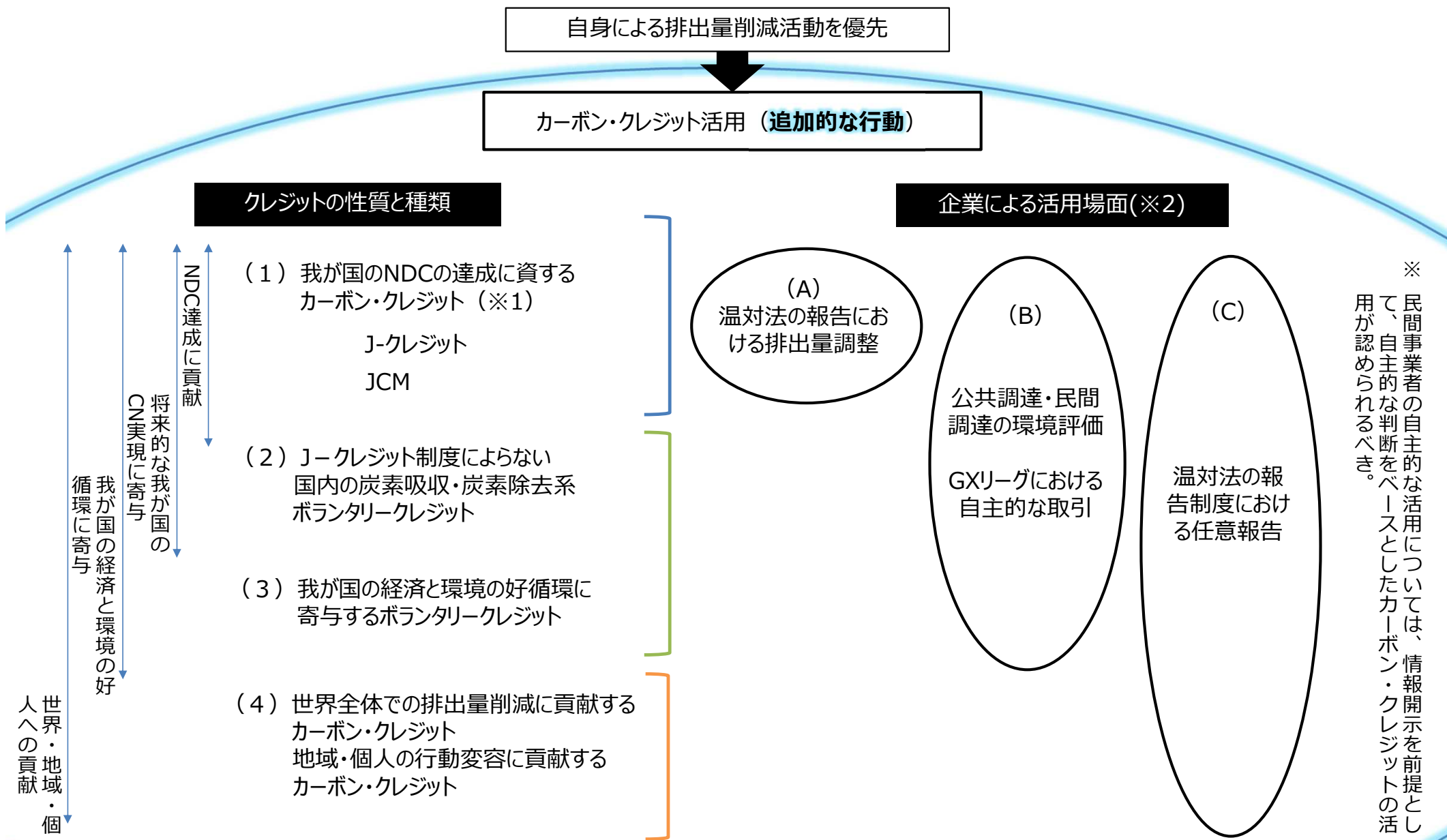
#### クレジット流通面

- 国内流通は**相対取引が主**であり、**取引量・価格は不透明。クレジット価格が、明示的カーボンプライスとして十分に機能していない。**

### 取組の方向性と具体策

- **カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化**
  - 多様なカーボン・クレジットの性質の整理及び各国内制度における位置づけと検討の方向性の明確化（温対法における報告、公共調達、GXリーグ等）【次頁 図1】
- **カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進**
  - カーボン・クレジット活用時の望ましい情報開示項目例を提示【次々頁 図2】
- **NDCの達成に資するカーボン・クレジットの創出拡大**
  - J-クレジット、JCMの排出削減・炭素吸収・炭素除去量の確保
- **J-クレジット制度によらない炭素吸収系・炭素除去系クレジットの創出拡大**
  - 自然由来の国内ボランタリークレジット創出の促進
  - NETs（ネガティブエミッション技術）の開発及びNETsクレジット創出の促進
  - 炭素吸収・除去クレジットの将来の創出に対する投資・調達コミットメントの促進
- **カーボン・クレジットを活用した製品・サービス・イベントによる行動変容の促進**
- **「カーボン・クレジット市場」の創設**【次々頁 図3】
- **取引安定性確保のためのカーボン・クレジットに係る法的・会計・税務的扱いの明確化**

【図1 国内制度におけるカーボン・クレジット活用のイメージ】

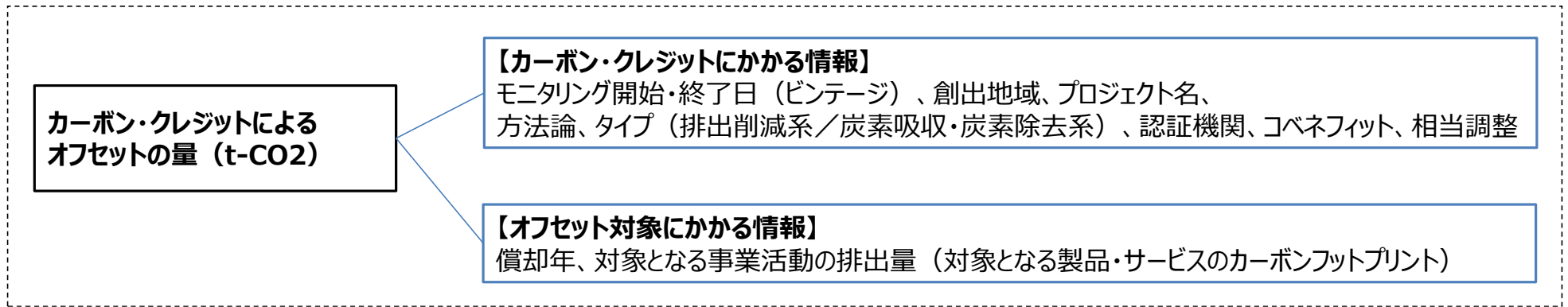


※ 民間事業者の自主的な活用については、情報開示を前提として、自主的な判断をベースとしたカーボン・クレジットの活用が認められるべき。

※1: 6条2項における相当調整済ボランタリークレジット、6条4項における国連クレジットについて、今後要議論。

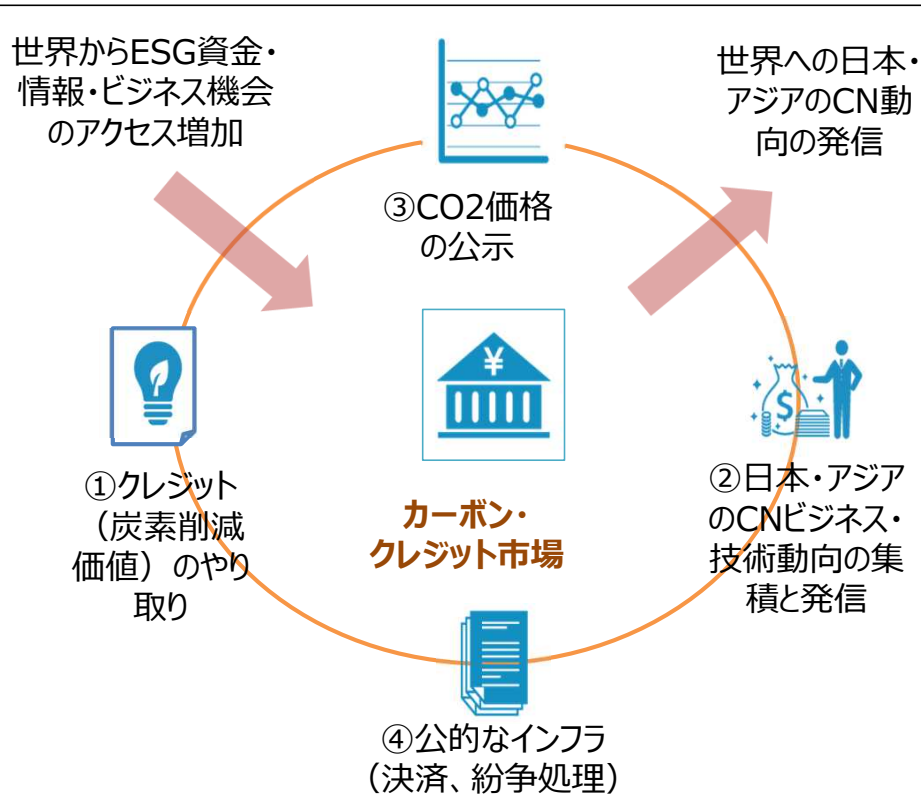
※2: 活用場面はあくまで一例。

【図2 カーボン・クレジット活用時の望ましい情報開示項目（例）】



【図3 カーボン・クレジット市場の創設】

カーボン・クレジット市場（イメージ）



市場の基本設計に係る論点と機能のイメージ図（例示）

